

手形・小切手をご利用のお客さまへ

2026年3月末をもちまして

手形・小切手の発行を終了いたします。

政府は2026年度末までの約束手形の廃止、小切手の全面的な電子化の方針を示しています。金融界においても手形・小切手から電子的決済サービスへの移行を進めており、当行におきましても、2026年3月末をもちまして、手形・小切手の発行を終了いたします。

手形・小切手をご利用のお客さまにおかれましては、法人インターネットバンキングによる振込やでんさいへの移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。

電子化によるメリット

コストの削減



印紙税や郵送料、手形・小切手の発行手数料が不要となります。

事務負荷の軽減



どこでも利用でき、煩雑な事務負荷を軽減できます。

紛失リスクの軽減



手形・小切手の盗難や紛失のリスクがなくなります。

法人インターネットバンキング

- 法人インターネットバンキングとは、振込等の銀行取引をインターネット上で行うことができる、法人および個人事業主様を対象としたサービスです。
- 振込以外にも、残高照会や入出金明細照会、税金等の払込みのほか、口座振替や総合振込、給与振込等がご利用いただけます。
※ご利用いただける機能はお申込みいただくプランによって異なります。

法人インターネットバンキング ホームページ



でんさい

- でんさいとは、株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）が取り扱う電子記録債権のことをいい、支払企業の発生記録請求により開始します。（手形の振り出しに相当します。）
- 手形同様、譲渡や割引を行うことができます。
- ご利用いただくためには法人インターネットバンキングのご契約が必要となります。また、支払人様、受取人様双方において、でんさいサービスのご契約が必要となります。

でんさい ホームページ

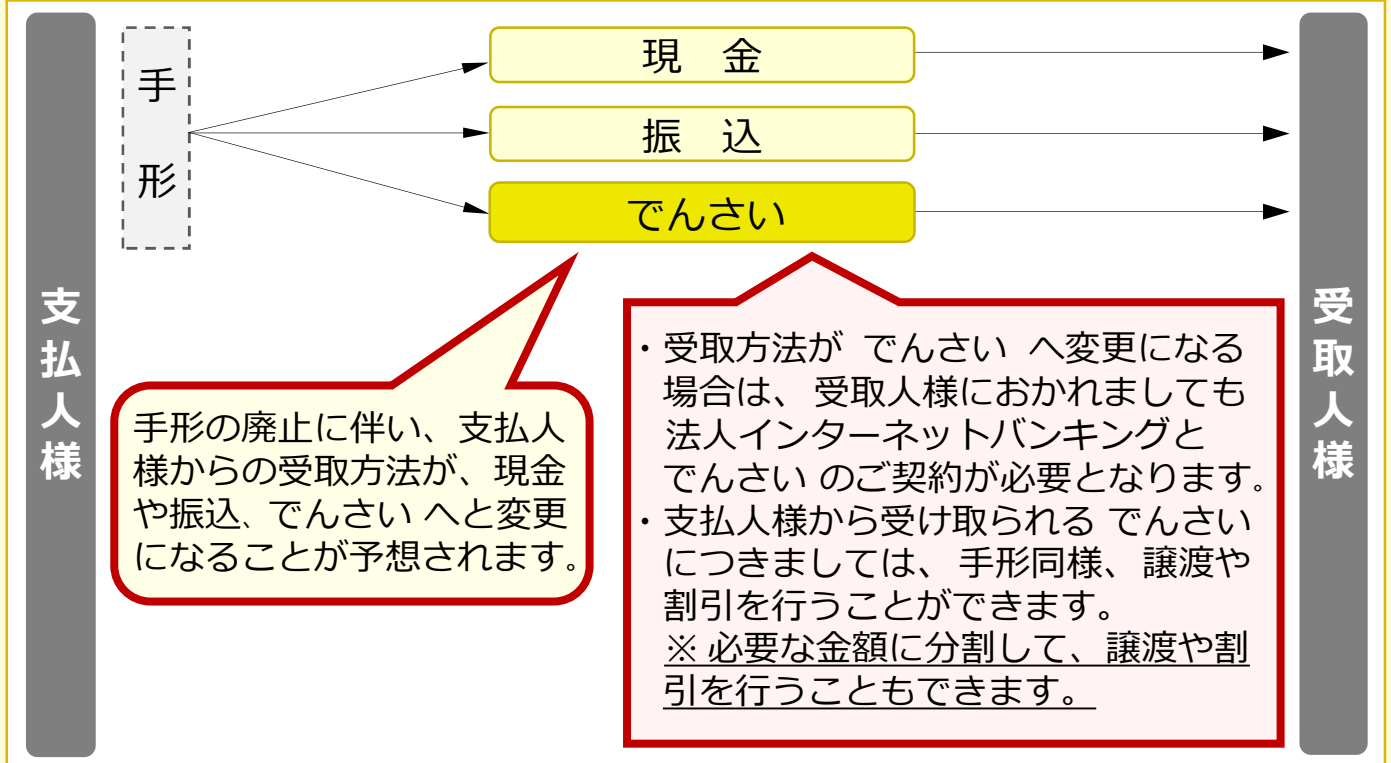


手形の取立／割引をご利用のお客さまへ

政府の方針にもとづき、各金融機関は**2027年3月末**の**手形・小切手の廃止**に向けて準備を進めています。

※当行におきましても、2026年3月末をもちまして、手形・小切手の発行を終了します。

受取方法の変更



法人インターネットバンキング

- ・法人インターネットバンキングとは、振込等の銀行取引をインターネット上で行うことができる法人および個人事業主様を対象としたサービスです。
- ・振込以外にも、残高照会や入出金明細照会、税金等の払込みのほか、口座振替や総合振込、給与振込等がご利用いただけます。
※ご利用いただける機能はお申込みいただくプランによって異なります。

法人インターネットバンキング ホームページ



でんさい

- ・でんさいとは、株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）が取り扱う電子記録債権のことをいい、支払人の発生記録請求により開始します。（でんさいの発生は手形の振り出しに相当し、内容が受取人に通知されます。）
- ・支払期日には、支払人の口座から自動で資金が引き落とされ、受取人の口座に払い込まれます。

でんさい ホームページ

